

施策151 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 平成27（2015）年9月、SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体の協創により環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- 温室効果ガス削減のための国際枠組みである「パリ協定」の取組が令和2（2020）年に始まり、国内では、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26%削減することとしています。県では、令和元（2019）年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行いました。
- 三重県域からの温室効果ガス排出量（森林吸収量を含む）は、平成28（2016）年度には平成25（2013）年度比2.7%減となっています。排出割合が最も多い産業部門では削減が進んでいますが、民生業務その他部門（オフィス、店舗等）と民生家庭部門については削減が進んでいないことから、一層の取組が必要です。
- 温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

「三重県環境基本計画」に基づく施策の着実な実施に向けては、SDGsの基本的考え方の一つであるパートナーシップが重要です。県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体が、当事者意識を持って自主的・積極的に環境負荷の低減に取り組むよう促すとともに、各主体間のパートナーシップの充実・強化を図ります。

取組方向

- 基本事業 1 持続可能な社会を実現するための基盤づくり**
 持続可能な社会を構築し、地域の環境を保全するため、SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。
 持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、三重県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業者における環境経営や環境影響評価等の取組を進めます。
- 基本事業 2 地球温暖化対策の推進**
 脱炭素社会の実現に向け、オール三重で地球温暖化対策に取り組む体制づくりを進めるとともに、新たに「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」を策定し取組を推進します。
 「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素化に先進的に取り組む企業等を支援します。
 県民の皆さんや市町などさまざまな主体と連携し、三重県地球温暖化防止活動推進センター等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
 地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、三重県気候変動適応センターと連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,080 千 t-CO ₂ (30年度)	991 千 t-CO ₂	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合	91.1% (30年度)	100%	環境学習情報センター、地球温暖化防止活動推進センターが実施する環境教育・環境学習講座等の受講者の方々が、受講後のアンケート調査において、自発的に環境活動に取り組む意向を示した割合
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率	79.1% (29年度)	80.0%	三重県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書対象事業者が、自ら定めた温室効果ガス排出量目標を、過去3か年において達成した割合